交通基盤部発注工事におけるICT活用工事の試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、交通基盤部が発注する建設工事において、「ICTの全面的な活用」(以下、「ICT活用工事」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(対象とする工事)

- 第2条 ICT活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とする。
 - (1) 土工 (当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。) 原則として、土工数量1,000m³以上の以下の工種を含む全ての発注工事。
 - •河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工
 - ・港湾土木の土工(補助事業、交付金事業は除く)
 - ※ 土工量 1,000 m³以上の工事とは、土の移動量の計が 1,000 m³以上のものである。 例えば、掘削土量 500 m³、埋戻し土量 500 m³の工事は 1,000 m³と数える。
 - (2)舗装工(当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。) 原則として、舗装面積 2,000m²以上の以下の工種を含む全ての発注工事。 ・舗装工、付帯道路工
 - (3) 浚渫工(当該工種のICT活用工事を「ICT浚渫工」という。) 原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。 ・港湾浚渫工

(ICT活用工事)

第3条 ICT活用工事とは、次に示す全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。

【土工・舗装工の施工プロセスの各段階】

(1)起工測量

設計照査のために3次元データを作成する。

- (2) 3 次元設計データ作成
- (1)で作成した測量データと設計図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理に用いる設計データを作成する。
- (3) I C T 建設機械による施工
 - (2)のデータを用いてICT建設機械により施工を行う。
- (4)出来形管理等の施工管理 施工後の出来形を(2)のデータと比較して出来形確認を行う。
- (5) 3 次元データの納品 3 次元データを納品する。

【浚渫工の施工プロセスの各段階】

(1) 3 次元起工測量

設計照査のために現況地形を3次元データで取得する。

- (2) 3 次元数量計算
 - (1)で取得した測量データと設計図書を用いて、数量計算を行う。
- (3) 3 次元出来形管理等の施工管理

施工後の出来形を3次元データで取得し、(1)のデータと比較して出来形確認を行う。

(4) 3 次元データの納品

3次元データを納品する。

(試行対象工事の報告)

- 第4条 ICT活用工事の対象工事は、各発注機関が選定する。
 - 2 各発注機関は対象工事の選定に当たり、「発注工事予定表」を作成し、交通基盤部建設 現場における生産性向上推進会議事務局(以下、「事務局」という。)へ提出する。
 - 3 事務局は、「発注工事予定表」を取りまとめ、「交通基盤部建設現場における生産性向上 推進会議」に報告する。

(発注)

第5条 各発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

(ICT活用工事の実施手続)

- 第6条 ICT活用工事は、ICT活用工事が一般化するまでの当面の間、以下の発注方式によるものとするが、現場条件等を勘案し決定する。
 - (1) I C T 導入型

土工のうち、河床掘削工、除石工を含む発注工事を対象とする。

発注の積算基準は、ICT活用工事の積算基準を用いるものとする。発注機関は、対象工事の発注に当たり、公告文及び工事名にICT活用工事(ICT導入型)の対象とすることを明示する。

(2)受注者希望型

ICT導入型の対象を除く工事を対象とする。

発注の積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。発注機関は、対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事(受注者希望型)の対象とすることを明示する。

受注者は、ICT活用工事の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

※ICT活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、受注者希望型と同様の取り扱いとする。

(費用計上)

第7条 発注者は、ICT活用工事(土工)積算要領、ICT活用工事(舗装工)積算要領、ICT活用工事(舗装工)積算要領、ICT活用工事積算要領(浚渫工事編)(案)により、積算する。

(監督・検査)

第8条 ICT活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表1~4 に示すICT活用工事に関する基準により行うものとする。

表1 ICT活用工事に関する基準(土工・舗装工共通)

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準(案)(出来形管理基準及び規格値)
	土木工事数量算出要領(案)
	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類(帳票:出来形合否判定総括表)
検査	地方整備局土木工事検査技術基準(案)
	既済部分検査技術基準 (案)

表2 ICT活用工事に関する基準(土工)

	衣と 1016/7上ずに肉りる本中 (工工)
段階	名称
全般	静岡県ICT活用工事運用ガイドライン土工編(案)
施工	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	静岡県施工履歴データによる土工の出来形管理要領(案)
検査	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)
	(案)
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)
	(案)

※ TS・RTK-GNSSを用いた出来形管理は、原則として面管理とする。

表3 ICT活用工事に関する基準(舗装工)

段階	名称
施工	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)
	TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)
	TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工編)(案)
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工編)(案)
検査	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工編)(案)
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工
	編)(案)

表4 ICT活用工事に関する基準(浚渫工)

段階	名称
	マルチビームを用いた深浅測量マニュアル(浚渫工編)
施工	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(浚渫工編)
	3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)
検査	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(浚渫工編)
積算	I C T 活用工事積算要領(浚渫工事編)(案)

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。